

中海・宍道湖・大山圏域 8の字ルート研究会規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、中海・宍道湖・大山圏域8の字ルート研究会（以下「本研究」という。）と称する。

（目的）

第2条 本研究会は、中海・宍道湖・大山圏域における広域的な高速道路ネットワークである圏域8の字ルートがもたらす、影響について整理するとともに、その効果を活用し、あたかも一つのまち住みたくなる中海・宍道湖・大山圏域を具現化する施策について検討を行うことを目的とする。

（組織・運営）

第3条 本研究会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。なお、必要に応じて、本研究会の承諾を得て委員を追加することができる。

- 2 本研究会にアドバイザーを置き、広い見識を持つ者のうちから、中海・宍道湖・大山圏域市長会会長が適当と認めた者に委嘱する。
- 3 アドバイザーは、高速道路ネットワークを活用したまちづくりに関して本研究会に助言を行い、その求めに応じて関係機関および職員に対して適切な指導を行う。
- 4 本研究会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 座長は、本研究会を代表し、会務を総括する。
- 6 座長は、必要に応じて、本研究会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。
- 7 座長に事故があった場合は、あらかじめ座長が指名した者が座長の職務を代行する。
- 8 座長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（委員の責務）

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員の任期は、2年とするが、再任されることができる。
- 3 委員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 4 委員は、本研究会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、中海・宍道湖・大山圏域市長会が、公表した情

報又は認めた場合については、この限りではない。

(事務局)

第5条 本研究会の庶務を処理するため、事務局を中海・宍道湖・大山市長会事務局に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたりとともに、議事録を整理するものとする。

(部会)

第6条 本研究会は、必要に応じて、特定の事項、課題を調査研究し、調整、協議を行うための部会等を設置することが出来る。

2 部会等の組織、運営については、別途要綱等を定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、本勉強会の決議によらなければならない。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本勉強会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、令和4年(2022年) 月 日から施行する。

中海・宍道湖・大山圏域市長会
8の字ルート研究会 委員（第3条関係）

1 委員

八幡 泰治 米子市 総合政策部長

山根 幸二 松江市 政策部長

藤原 英博 出雲市 総合政策部長

木村 晋一 境港市 総務部長

宇山 富之 安来市 政策推進部長

2 アドバイザー

羽藤 英二 東京大学地域未来社会連携研究機構 教授

3 事務局

中海・宍道湖・大山圏域市長会事務局